

公文書開示決定通知書

21長公法第99号
平成21年12月22日

様

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道



平成21年12月8日付けで請求のあった公文書の開示については、長崎県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	「是正勧告書」及び「是正報告書」の写し (平成21年12月1日 長崎労働基準監督署の [redacted] が交付)	
開示の実施の日時 及び場所	日時	調整のうえ決定
	場所	長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校事務局 総務企画課 電話番号 (095-813-5500 (内線) 2218)
開示の実施の方法	窓口での交付	
担当課室(所)	長崎県公立大学法人事務局 総務課 総務グループ 電話番号 (0956-47-2191 (内線) 112)	
備考		

- (注) 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
2 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当課室(所)までご連絡ください。

是正勧告書

平成 21 年 12 月 1 日

長崎県公立大学法人
理事長 太田博道
長崎県立大学シーボルト校

殿

長崎 労働基準監督署

労働基準監督官



貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

また、「法条項等」欄に□印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

法条項等	違反事項	是正期日
労働基準法第108条	賃金台帳に労働日数、労働時間数等を記入していないこと。	21.1.15
	以下余白	..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..
		..

受領年月日	平成 21 年 12 月 1 日	
受領者職氏名	長崎県立大学シーボルト校 総務企画課	
		(/) 枚のうち (/) 枚 目

(注意)

一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
二、この勧告書は三年間保存して下さい。

是正報告書

平成 年 月 日報告

労働基準監督署長 殿

所 在 地
事 業 場 名
代 表 者 職 氏 名

印

平成 年 月 日貴署 監督官から使用停止命令書・是正勧告書・指導票により改善を指示された事項については、下記1の通り改善しましたので報告します。

なお、指摘事項のうち法条項、番号を口印で囲んだものについては、同種違反等の繰り返しの防止のため下記2の通り点検整備体制を確立し実施しておりますので併せて報告します。

記 1

違反法条項等	是正年月日	是正内容（使用停止等命令書によるものは写真を貼付すること）

記 2 点検整備体制改善状況報告

改善を要する 機械設備等	1. 点検責任者（職・氏名、印） 2. 点検時期（頻度）の決定 3. 点検項目の決定 4. 点検基準の作成 5. 点検の結果に伴う補修責任者（職・氏名、印） 6. 点検記録簿の作成及び点検、補修結果の記録の保存 ※ 点検基準、実施した点検結果等を添付すること					
	1	2	3	4	5	6